

別表4 補助対象事業：共用部改修（延床面積 500 ㎡未満の場合）

整備項目	
該当箇所	整備基準
1 利用円滑化経路	
(1) 利用円滑化経路	① 利用居室等から道等、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設に至る経路に、それぞれ1以上整備
	② 階段又は段を設けない。設ける場合、傾斜路又はエレベーターを併設
(2) 視覚障害者利用円滑化経路	① 道等から外部出入口までの経路に1以上整備（道等から駐車場等までの経路を除く）
	② 施設内に案内所等を設ける場合、外部出入口から案内所等までの経路に、1以上整備（案内所等から出入口が容易に視認できる場合を除く）
	③ 経路上に視覚障害者誘導用ブロックを敷設又は音声等による誘導設備を設ける（直進の風除室を除く）
	④ 経路上に回り段を設けない
2 敷地内の通路	
(1) 共通	① 滑りにくい仕上げ
	② 排水溝には、杖、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝ふた
(2) 段がある部分	① 両側に手すりを設置
	② 手すりは端部が突出しない構造、必要に応じ点字表示
	③ 段鼻は段を識別しやすい色、つまずきにくい構造
	④ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり
	⑤ 障がい者、高齢者等が昇降しやすい段の幅、けあげ、踏面、踊場の幅
(3) 傾斜路	① 次の傾斜がある部分の両側に手すりを設置 ・ 勾配が1/12を超える傾斜 ・ 高さが16cmを超え、かつ勾配が1/20を超える傾斜
	② 手すりは端部が突出しない構造、必要に応じ点字表示
	③ 傾斜の前後の水平部分と識別しやすい色
	④ 始末端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差部に踏幅150cm以上の水平部分
	⑤ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり
(4) 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路	① 幅90cm以上
	② 戸は自動扉又は車椅子使用者が容易に開閉し通過できる構造で、前後に高低差がない
	③ ガラス戸の場合、安全な材種を使用し、視覚障がい者の衝突防止措置を講ずる
(5) 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の傾斜路	① 幅90cm以上
	② 勾配1/20以下（消融雪装置設置の場合1/12以下）
	③ 高さ50cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場
(6) 視覚障害者利用円滑化経路	① 次の部分に視覚障害者誘導用ブロックを敷設 ・ 車路に近接する部分

別表4 補助対象事業：共用部改修（延床面積 500 ㎡未満の場合）

整備項目	
該当箇所	整備基準
を構成する敷地内の通路	・ 段の上端及び下端、又は傾斜の上端に近接する部分（勾配 1/20 以下の傾斜、高さ 16 cm以下かつ勾配 1/12 以下の傾斜、又は段若しくは傾斜と連続して手すりを設置する踊場を除く。）
3 出入口	
(1) 利用円滑化経路上にある出入口（直接客室等へ通じるものを除く）	① 幅 80cm 以上
	② 戸は自動扉又は車椅子使用者が容易に開閉し通過できる構造で、前後に高低差がない
	③ ガラス戸の場合、安全な材種を使用し、視覚障がい者の衝突防止措置を講ずる
4 廊下等	
(1) 共通	① 滑りにくい仕上げ
	② 階段の上端及び下端、又は傾斜路の上端に近接する部分に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設（以下の場合を除く） ・ 勾配 1/20 以下の傾斜 ・ 高さ 16 cm以下かつ勾配 1/12 以下の傾斜 ・ 駐車場等の傾斜
	③ 壁面に突出物を設置しない。設置する場合、視覚障がい者の通行の安全上支障がない措置
	④ 必要に応じ、手すりを設置（手すりは端部が突出しない構造、必要に応じ点字表示）
(2) 利用円滑化経路を構成する廊下等	① 幅 90cm 以上
	② 戸は自動扉又は車椅子使用者が容易に開閉し通過できる構造で、前後に高低差がない
	③ ガラス戸の場合、安全な材種を使用し、視覚障がい者の衝突防止措置を講ずる
5 傾斜路	
(1) 階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。その踊場を含む	① 次の傾斜がある部分の両側に手すりを設置 ・ 勾配が 1/12 を超える傾斜 ・ 高さが 16 cmを超える傾斜
	② 手すりは端部が突出しない構造、必要に応じ点字表示
	③ 滑りにくい仕上げ
	④ 傾斜の前後の水平部分と識別しやすい色
	⑤ 傾斜の上端に近接する踊場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設（以下の場合を除く） ・ 勾配 1/20 以下の傾斜 ・ 高さ 16 cm以下かつ勾配 1/12 以下の傾斜 ・ 駐車場等の傾斜 ・ 傾斜の部分と連続して手すりを設ける場合

別表4 補助対象事業：共用部改修（延床面積 500 ㎡未満の場合）

整備項目		
	該当箇所	整備基準
		⑥ 始末端部、曲がり角、折り返し、他の通路との交差部に踏幅 150cm 以上の水平部分
		⑦ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり
	(2) 利用円滑化経路を構成する傾斜路	① 幅 90 cm以上
		② 勾配は 1/12 以下
		③ 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場
6 エレベーター		
	(1) 利用円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビー（自動車車庫、駐車場に設けるものを除く）	① かごは車椅子の転回に支障がない構造（間口 140cm×奥行 135cm 以上）
		② かごの停止階は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階
		③ 出入口幅 80cm 以上
		④ 乗降ロビー150cm×150cm 以上（高低差なし）
		⑤ 車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置（かご内及び乗降ロビー）
		⑥ かご内に停止予定階、現在位置の表示装置
		⑦ 乗降ロビーにかごの昇降方向の表示装置
		⑧ かごの両側に手すり
		⑨ かご内に鏡を設置（出入口が複数あり、車椅子使用者が円滑に乗降できるものを除く）
		⑩ かご内に到着階、出入口閉鎖を音声表示装置
		⑪ 視覚障害者が円滑に操作できる制御装置（かご内及び乗降ロビー）
		⑫ かご内又は乗降ロビーに昇降方向の音声表示装置
		⑬ 乗降ロビーの制御装置に視覚障害者誘導用ブロック
7 階段（踊場を含む）		
		① 段がある部分の両側に手すりを設置
		② 手すりは端部が突出しない構造、必要に応じ点字表示
		③ 滑りにくい仕上げ
		④ 段鼻は段を識別しやすい色、つまずきにくい構造
		⑤ 段の上端及び下端に近接する踊場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設（以下の場合を除く） ・ 駐車場等の階段 ・ 段の部分と連続して手すりを設ける場合
		⑥ 主たる階段は回り段としない
		⑦ 縁端は壁又は事故防止の立ち上がり
		⑧ 障がい者、高齢者等が昇降しやすい段の幅、けあげ、踏面、踊場の幅

別表4 補助対象事業：共用部改修（延床面積 500 ㎡未満の場合）

整備項目	
該当箇所	整備基準
8 便所	
(1) 便所の構造	① 車椅子使用者用便房を1以上設置
	② 出入り口付近に、車椅子使用者用便房がある旨の表示
	③ 段を設けない
	④ 床面は滑りにくい仕上げ
	⑤ 男子用小便器を設ける場合、手すりがある床置きその他これに類する小便器を1以上設置
	⑥ 出入口又はその付近に点字等による案内
(2) 車椅子使用者用便房の構造	① 腰掛便座の両側に手すりを設置
	② 腰掛便座はできる限り前方及び両側から移乗しやすい位置に設置
	③ 車椅子使用者の利用に十分な空間の確保（直径150cm以上）
	④ 洗浄装置は操作が容易なもの
	⑤ 施設管理者等へ通じる非常用呼出装置
	⑥ 荷物台を適切に設置
	⑦ 施錠及び開錠が容易な施錠装置
9 駐車場	
	① 車椅子使用者用駐車施設を1以上設置（駐車施設の総数が100を超える場合は、1/100以上）
	② 車椅子使用者用駐車施設は、幅350cm以上、奥行き600cm以上
	③ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用である旨を、積雪等に配慮し見やすい方法で表示
	④ 車椅子使用者用駐車施設は、利用居室又は建物出入口に近い位置に設置
	⑤ 駐車場の出入口付近に、車椅子使用者用駐車施設がある旨を、積雪等に配慮し見やすい方法で表示し、入口から施設までの誘導表示
10 エスカレーター	
	① 乗降口の移動手すりの水平部分を120cm以上とし、これと連続する固定手すりを設置
	② 踏み段、くし板の表面は滑りにくい仕上げ
	③ 踏み段端部をその周辺と識別しやすい色
	④ 乗降口に視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、固定手すりに誘導等の点字表示
11 洗面所	
	① 段を設けない
	② 床面は滑りにくい仕上げ
	③ 車椅子使用者が利用しやすい高さの洗面器、鏡
	④ 両側に手すりがあり、操作しやすい水栓器具を備えた洗面器を1以上設置

別表4 補助対象事業：共用部改修（延床面積 500 ㎡未満の場合）

整備項目		
	該当箇所	整備基準
1 2	浴室、シャワー室、脱衣室及び更衣室（設ける場合、1 以上）	
		① 階段又は段を設けない（やむを得ない場合を除く）
		② 床面は滑りにくい仕上げ
		③ 必要に応じ、手すりを設ける
		④ 車椅子使用者が利用できる十分な空間を確保
		⑤ 障がい者、高齢者に配慮した浴槽
		⑥ 浴室、シャワー室に椅子を設ける
		⑦ 浴室、シャワー室に、障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を 1 以上設置
		⑧ 更衣室、脱衣室に、車椅子使用者が利用しやすい脱衣用ベンチを 1 以上設置
1 3	公衆電話（設ける場合、1 以上）	
		① 出入口幅 80cm 以上
		② 戸を設ける場合、車椅子使用者が容易に開閉し通過できる構造
		③ 階段又は段を設けない
		④ 車椅子使用者が利用しやすい高さ、下部に空間確保
		⑤ 難聴者、視覚障がい者が利用しやすい電話機
1 4	カウンター及び記載台（設ける場合、1 以上）	
		① 車椅子使用者が利用しやすい高さとし、下部に空間を確保
1 5	案内表示	
		① 高さ、文字の大きさ、表示内容に配慮
		② 必要に応じ、点字表示又は音声案内等を設置
		③ 案内用図記号は、できる限り JIS 規格に定めるもの
		④ 敷地内通路に設ける場合、積雪等に配慮
		⑤ 呼出しを行う案内設備を設ける場合、音声及び文字により行うもの
1 6	レジ通路及び改札口（設ける場合、1 以上）	
		① 幅 90cm 以上
		② 段を設けない
		③ 床面は滑りにくい仕上げ
		④ 必要に応じ、視覚障害者誘導用ブロックを敷設
1 7	券売機、自動販売機、現金預入・支払機（設ける場合、1 以上）	
		① 障がい者、高齢者等が利用しやすい位置
		② 車椅子使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間確保
		③ 操作ボタン、金銭投入口・取出口等は、障がい者、高齢者等が利用しやすい構造
		④ 視覚障害者誘導用ブロックを敷設

別表4 補助対象事業：共用部改修（延床面積 500 ㎡未満の場合）

整備項目		
	該当箇所	整備基準
1 8	授乳及びおむつ替えの場所	
		① 授乳及びおむつ替えの場所を設ける場合、乳児用ベッド等を設置し、その旨を見やすい方法により表示
1 9	水飲み場（設ける場合、1 以上）	
		① 障がい者、高齢者等が利用しやすい位置
		② 車椅子使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間確保
		③ 障がい者、高齢者等が操作しやすい水栓器具
		④ 床面は滑りにくい仕上げ
2 0	視覚障害者誘導用ブロック	
		① 原則として JIS 規格に定める形状
		② 原則として黄色。周囲の部分と識別しやすい色
		③ 十分な強度、ぬれても滑りにくく、耐久性がある
		④ できる限り直線的に、連続的に設置
		⑤ 壁面又は床に突出物がある場合、適切な距離を確保して敷設